

第1章 はじめに

第1次計画の総括

本市においては、平成12年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン21」（以下「第1次計画」）をスタートさせました。以来取り組みを進めてきた中で、市民の男女平等感を着実に上昇し、特に男性において固定的な性別役割分担意識の解消が進んだほか、更に子育てや介護といった男女双方の自立を支える体制整備と関連施策の推進が図られるなど、石狩市における男女共同参画の状況は前進しています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い新たにクローズアップされてきた分野や、依然として推進が難しい課題もあり、第5次石狩市男女共同参画推進委員会からは本計画策定についての提言の中で次のような指摘をいただいています。

- (1) 男女共同参画社会という言葉の認知度が低く、イメージも曖昧
- (2) 男性優遇感及び固定的な性別役割分担意識が依然として強い
- (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られていない
- (4) 男性を巻き込めていない
- (5) 方針決定過程への女性の参画が進んでいない
- (6) 女性に対する暴力が依然として存在する
- (7) 介護及び子育てに関する取り組みへのニーズが高まっている

第2次計画では、これらの課題の改善に向けて必要な施策・事業を盛り込むとともに、第1次計画から継続すべき取り組みは引き続き位置付け、女性にとっても男性にとっても生きやすい、男女共同参画社会の実現を目指します。また、本市に広く男女共同参画が定着するよう、石狩の地域性を十分反映し、日々の生活の視点を大切にして、誰もが男女共同参画と自分との関わりを感じられる、身近で親しみやすい計画になることを目指します。

1 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に基づき定めるもので、本市が行う男女共同参画関連施策の方向と内容を明らかにし、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、市民と共に推進するため定めるものです。

また、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本目標・施策 3・施策の方向(2)「配偶者からの暴力被害防止等に関する取り組み」の項目を、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項に規定する「石狩市配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」として位置づけます。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間です。

3 計画の進行管理と見直し

計画に基づく取り組みの進捗状況を定期的に点検・把握し、その結果を踏まえて効果的な推進を図るための検討を行い、事業等の必要な見直しを図るなど、計画の適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢の変化や他の計画の見直し等に応じ、石狩市男女共同参画推進委員会に対し意見を求めるなど審議を踏まえ、計画内容について必要な改訂を行います。